

くらし安全安心だより

大金をあげる？

知らない人からのメールは無視しましょう！

【事例】

知らない人から「2000万円を譲る相手にあなたが選ばれました。手続きをするためお金を振り込んでください」というメールが届いた。その内容を信じ込み2000円振り込んだ。その後、追加で10000円を要求されたが手元になく、10000円を振り込まないとお金がもらえないと思い、知人に相談した。 (50歳代 女性)

【アドバイス】

★携帯電話やスマートフォンを持っているとさまざまな**迷惑メール**が送られてきます。メールの内容に従ってお金を振り込んでも大金はもらえません。**知らない人からのメールは無視する**などの対応をとみましょう。メールの設定から予防もできます。

★特に障がいのある人は、同様の手口に何度もだまされてしまう傾向にあるので、家族や周りの人は**繰り返し注意をする**必要があります。

★少しでも不安を感じたら、早めに消費生活センターに相談ください。

★一人での相談が難しい場合は、家族や周りの人が付き添いましょう。

※二戸消費生活センターでは、消費生活に関するトラブルや多重債務（債務整理・過払い金返還請求）などの相談に応じています。

一人で悩まずに、ぜひ相談ください。

二戸消費生活センター

相談時間 平日午前9時～午後4時（☎23-5800）